

新型コロナウイルスに関連して対面授業を欠席した場合の教育的措置について  
(令和3年8月11日一部修正)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面授業を欠席した場合、「授業に出席できなかった場合のガイドライン」3)に基づき、教育的措置の申請ができます。

1. 申請可能な状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の理由により対面授業を欠席した場合に申請可能。

- (1) 新型コロナウイルス陽性となり、保健所等から療養を指示された。
- (2) 新型コロナウイルス感染の疑いのため、保健所や本学等から自宅待機を指示された。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のためワクチンを接種した、あるいはその副反応により体調不良となった。
- (4) 新型コロナウイルス感染の疑いは強くないが、体調不良等によって自己判断で自宅待機をした。

2. 申請方法

- (1) 授業担当教員へ、状況と欠席の旨を連絡する。
- (2) 療養もしくは自宅待機終了後、保健管理センターにて意見書発行の申請を行う(診断書等がなくても申請可能)。ただし、上記1.(3)の場合、接種日が分かるもの(接種券等)を保健管理センターへ持参すること。

※上記1.(4)の場合は、意見書不要

- (3) 「特定事由による欠席届」と、保健管理センター発行の意見書(1.(4)の場合除く)を授業担当教員へ提出する。なお、上記1.(3)の場合、欠席届の「②理由」は「感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機していたため」を選択すること。

3. 問い合わせ先

担当：学務課学務総括係

電話：042-367-5537

メール：gaksoumu@cc.tuat.ac.jp

【参考】保健管理センターホームページ

<http://web.tuat.ac.jp/~health/kansen-hokoku.html>

平成30年7月25日(決定)  
令和2年6月12日(改正)  
教育・学生生活委員会決定

### 授業に出席出来なかった場合のガイドライン

下記の事情により、授業に出席出来なかった場合は、事案に応じて教育的配慮を実施します。

- 1) 通学に利用する交通機関が運行休止になり、授業に出席出来なかった場合（オンライン講義の場合は除く。）
- 2) オンライン講義、対面講義が連続した場合に移動時間を要し、授業に出席出来なかった場合
- 3) 学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席出来なかった場合  
なお、感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機とした場合に教育的配慮を実施するのは対面講義に限る。
- 4) 学生の三親等以内の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席するために、授業に出席出来なかった場合

令和 年 月 日

## 特定事由による欠席届

授業担当教員 殿

氏 名：

学科・年次： 学科 年次

学籍番号：

私は、下記の理由により、授業に出席することが出来ませんでしたので、届出ます。

### 記

- ① 月 日 ( 曜日 限目) ~ 月 日 ( 曜日 限目)
- ② 授業に出席出来なかった理由について (以下の□枠のいずれかにチェックして下さい。)
- 交通機関の運休のため。(オンライン授業の場合は除く。)
  - オンライン授業、対面授業が連続した場合で移動時間を要したため
  - 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患したため。
  - 感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機していたため。(オンライン授業の場合は除く。)
- (具体的な理由： )
- 三親等以内の親族の死亡により葬儀に出席したため。

### 添付資料について

- 1) 交通機関運休の場合は、鉄道会社、バス会社のHP等から運休したことが分かるページ等を添付下さい。
- 2) インフルエンザに罹患した場合は、インフルエンザ治療薬の処方明細書、薬の説明紙 (インフルエンザの薬が入っていた袋や薬局処方薬の紙袋でも可) 等を持参し、保健管理センターにて登校可能証明書の交付を受け、添付して下さい。
- 3) インフルエンザ以外の感染症に罹患した場合は、病院が発行した診断書 (病名と出席停止期間が記載されているもの) を持参し、保健管理センターにて登校可能証明書又は意見書の交付を受け、添付して下さい。
- 4) 葬儀に出席した場合は、会葬礼状等を添付して下さい。